

トルコにおける商標権に基づく 権利行使の留意点【その1】



CENGIZ & CAMER IP LAW FIRM

Isilay Simsek Cengiz
(弁護士)

CENGIZ & CAMER IP LAW FIRM は 2015 年 1 月に設立されたばかりの知財専門事務所である。知的財産分野で長年の経験を有している弁護士 4 名を擁する。Cengiz 氏はパートナー弁護士であり、2001 年より商標を中心に知的財産全般に従事している。

トルコにおける商標権に基づく権利行使の留意点について、全 2 回のシリーズにて解説する前編。

1. トルコにおける商標保護

トルコにおける登録商標の保護は、商標保護に関する法律第 556 号（商標法）の規定にしたがって与えられる。商標法に基づく商標の保護は、登録により取得できる。

商標法に基づく保護は、トルコ共和国領土内において居住する若しくは商工業事業体を有する自然人若しくは法人、又はパリ条約若しくはベルヌ条約若しくは世界貿易機関設立協定から発生する出願権を有する者である。

一方、未登録商標は、トルコ商法典の不正競争法に基づいて保護される。

アンカラ、イスタンブール、イズミルの 3 都市に 23 ヶ所の知的財産裁判所があり、捜査責任を負う特別検察官事務局もある。

登録商標に関する侵害訴訟は知的財産裁判所で取り扱われ、未登録商標に関する侵害訴訟は、商事裁判所が担当する。民事訴訟および刑事訴訟を通して、さらに税

関当局での貨物の通関手続き停止を通して、侵害者に対して商標権を行使することが可能である。

2. 民事手続

商標権者は、商標法第9条に従い、下記の行為の差し止めを請求することができる。

(a)登録商標と同一の商標を、当該登録商標により保護されているものと同一の商品および役務に関して使用すること。

(b)登録商標と同一または類似の商標であるために公衆が双方を関連づけることを含め、混同する可能性のある同一または類似の商標を、当該登録商標により保護されているものと同一または類似の商品および役務に関して使用すること。

(c)登録商標と同一または類似の商標を、当該登録商標により保護されているものと類似していない商品および役務に関して使用すること。ただし、トルコにおける当該登録商標の知名度および名声が高いために、かかる使用が不当な利益を生み出す可能性がある、または当該登録商標の業務上の信用もしくは識別性を損なう可能性があることを前提とする。

第9条第1段落に従い、下記の行為を禁止することができる。

(a)標識を商品又はその包装に付加すること。

(b)標識により商品を販売申出、市場化若しくはそれらの目的で在庫すること、又は標識によりサービスを提供申出若しくは提供すること。

(c)標識により商品を輸入又は輸出すること。

(d)業務書類及び広告において標識を使用すること。

(e)標識を使用する者が商標を使用する権利を持たずに、インターネット上で、ドメイン名、宛先コード、キーワードなどの形で同一または類似の商標を使用すること。

商標出願は登録となった際に再度公告される。登録商標がその商標権者にもたらす権利は、この商標登録の公告日から第三者に対して行使可能である。

出願人は、商標出願の公告後に侵害とみなされる行為が実行された場合には、公告された時点で、損害賠償を求めて訴訟を提起する権利を有する。ただし、裁判所は、当該商標出願が登録となるまでは、損害賠償請求が有効であると決定を下すことはできない。

商標法第 61 条に従い、次の行為は商標権侵害とみなされる。

- (a)第 9 条の違反。
- (b)同一または混同を生じる類似の商標の商標権者の承諾のない使用。
- (c)違法な模倣品として知られているかまたは知られている筈の商標を帯びる商品の販売、流通、営業若しくは輸入、またはかかる目的での在庫。
- (d)ライセンス契約により取得された権利の第三者への移転または拡大。

権利を侵害された商標権者は、裁判所に下記の措置を請求することができる。

- (a)侵害行為の停止。
- (b)侵害に対する救済および被った損害の賠償。
- (c)商標権を侵害した商品ならびに当該商品の生産に使用された設備および機械の押収。侵害物の生産および生産に使用された設備および機械の使用は犯罪である。
- (d)(c)により没収された商品の所有権の認定。この場合は、当該商品の価額は、付与される補償額から控除されるものとし、当該商品の価額が、付与される補償額を上回る額であると判明する場合は、商標権者は、差額を侵害者に払い戻すものとする。
- (e)権利侵害の続行防止のための実行手段、商品若しくは輸送手段からの商標の排除、又は、侵害行為防止のために必須ならば、特に(c)により没収された商品若しくは輸送手段の廃棄。
- (f)裁判所判決の公衆及び関係者への開示。当該費用は侵害当事者により負担される。

訴訟の前に暫定的差止命令が認められた場合、商標権者は、暫定的差止命令の日付から10日以内に訴訟を提起しなければならない。当該期間内に訴訟を提起しなかった場合は、暫定的差止命令は自動的に取り消される。

暫定的差止命令は、次の事項について命令しなければならない。

- (a)原告の商標権を侵害する行為の停止
- (b)税関およびトルコ国内の各自由貿易地域を含むトルコ領域内における、商標権を侵害して生産または輸入された商品の押収および留置
- (c)損害賠償の担保の提供。

後編【その2】に続く

(編集協力：日本技術貿易株式会社)